

令和6年 可茂消防事務組合春季火災予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（令和5年度全国統一防火標語）

『火を消して 不安を消して つなぐ未来』

3 実施期間

令和6年3月1日（金）から3月7日（木）までの7日間

4 最重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 林野火災予防対策の推進

5 重点目標

- (1) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (2) 放火火災防止対策の推進
- (3) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- (4) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (5) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (6) 地震火災対策の推進

6 最重点推進項目

- (1) 住宅防火対策の推進
 - ア 住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理
 - イ 安全装置付きの火気使用器具及び消火器具の普及促進
 - ウ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
 - エ 防災品の周知及び普及促進
 - オ 消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
 - カ 地域の実情に即した広報の実施
 - キ 高齢者等の要配慮者に重点を置いた共助の推進
 - ク 地震、台風等の自然災害時における火災対策の推進
- (2) 林野火災予防対策の推進
 - ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚
 - イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底
 - ウ 火入れに際しての手続き等の徹底
 - エ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

7 重点推進項目

- (1) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
 - ア 防火対象物の用途に応じた防火安全対策の徹底
 - イ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進

- ウ 防火管理体制と適切な維持管理の推進
- エ 消防用設備等の維持管理の徹底
- (2) 放火火災防止対策の推進
 - ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
 - イ ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底
 - ウ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施
- (3) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
 - ア 充電式電池に関する注意喚起
 - イ ガストーチバーナーに関する注意喚起
- (4) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
 - ア 催しを主催する者に対する指導
 - イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
 - ウ 火気器具を使用する屋台等への指導
 - エ 照明器具の取扱いに係る指導
- (5) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
 - ア 延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防広報や警戒の徹底
 - イ 火災予防広報の実施
 - ウ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行
 - エ 火気取扱いにおける注意の徹底
 - オ 工事等における火気管理の徹底
- (6) 地震火災対策の推進
 - ア ストープ等の暖房機器周囲の整理整頓の指導
 - イ 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進

8 管内における重点実施項目

- (1) 住宅防火対策の推進
 - ア 令和5年中、可茂消防管内において住宅火災による死者が4名発生していることから、住宅火災による死者をなくすという、本来の目的を踏まえ、住宅用火災警報器の設置の徹底を図るとともに、既に設置をされている住宅においては、適切な維持管理及び設置からおおむね10年を経過したものについては交換の推進を図る。
(消防庁予防課ホームページ<https://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html>を参照)
 - イ 自治会・各種団体の会合等において、住宅用火災警報器の未設置世帯に対し設置を促すとともに、不適正販売に係る被害防止について、啓発を図る。
- (2) 高齢者等の災害時要配慮者の把握と、その安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進
 - 一人暮らし高齢者等に対し、火気使用器具からの出火防止及び避難対策の推進を行い死傷事故の防止に努めるとともに、住宅用火災警報器の設置、寝具や衣類等の防災製品及びカーテン等の防災物品の普及を積極的に推進する。
- (3) 林野火災予防対策の推進
 - 全国山火事予防運動実施要綱に基づき、管内の市町村及び林業関係団体等と連携して、地域住民・農林業関係者等に対し各種イベント・座談会等の場を利用するなどにより山火事予防思想の普及を図る。

(4) 特定防火対象物等における防火安全対策の推進

物品販売店舗、ホテル等不特定多数の者が出入りする特定防火対象物及び病院、社会福祉施設等、自力避難が困難な者が多数入所している特定防火対象物に対し、初期消火、通報及び避難誘導訓練の実施指導を行うとともに、消防用設備等の点検整備の重要性を認識させ、適正な維持管理の徹底を図る。

(5) 地域における自主防火安全体制の充実

ア 建物の周囲に紙類等の可燃物を放置しないことなどを注意喚起し、地域の火災予防体制の充実を図り、住民一人ひとりの自覚と隣近所相互の協力等、地域ぐるみで放火防止対策を図る。

イ 自主防災組織の整備及び充実を図るとともに、女性（婦人）防火クラブ及び自治会等と協力し、初期消火訓練、情報伝達訓練等の実施を呼びかけ協力体制の確立と出火防止を図る。

ウ 各市町村自治会長及び物品販売店舗関係者等に火災予防について文書で依頼する。

(6) 電気火災・燃焼機器火災予防対策の推進

電気用品及び燃焼機器など、火災の発火源となることが多い日常生活に身近な製品について、適切な使用・維持管理の推進及び誤使用による火災の防止を推進する。

(7) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

多数の者が集合する催しの開催を把握した際は、事前に主催者に火災予防上の指導を徹底する。

(8) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

乾燥時及び強風時には、出火及び火災拡大の防止のため、広報車や防災行政無線等を活用し、火災予防を積極的に呼びかける。また、水利の確認、木造建築物の密集する地域等の火災の延焼拡大危険性が高い地域を中心とした巡回広報を行い、火災に対する警戒を強化する。特に木造建築物の密集する地域等の火災の延焼拡大危険性が高い地域においては、立入検査等の機会を捉え、火気使用設備等の適正な取扱いの徹底を図る。

たき火等を行う場合の消火の準備及び監視の励行、屋内外における安全な火気取扱い及び工事等における火気管理の徹底を図る。

(9) 地震火災対策における出火防止対策等の推進

火気使用設備、火気使用器具及び電気器具の特性や過去の大震災等の教訓を踏まえた出火防止対策等に係る啓発活動を推進し、火災発生の抑制対策を推進する。

(10) 消火器の適切な維持管理

ア 消火器の不適切点検に係る予防策の周知及びトラブル情報の伝達体制の再確認

イ 老朽化消火器の適切な回収等の周知徹底

① 消火器が風雨にさらされる場所や湿潤な場所等に設置されていないかを確認し、消火器の状態を点検し、腐食が進んでいるものは絶対に使用しないよう注意喚起する。

② 不用になった消火器は、放射、解体等の廃棄処理を自ら行うことなく、回収を行っている事業者へ廃棄処理を依頼することを周知させるとともに、腐食の進んだ消火器は、容器破裂の危険が特に大きいため、速やかに回収業者に廃棄処理を依頼するよう注意喚起する。

回収、リサイクルについては平成22年1月1日より運用開始となった、廃消火器リサイクルシステムに基づき処理をすることを周知させる。
(廃消火器リサイクルシステムについては、消火器リサイクル推進センターのホームページ<https://www.ferpc.jp/>を参照)

(11) 車両に対する立入検査の実施

通園、通学バス及び定期バス等の立入検査を実施し、非常出口の管理や消火器取扱いの習熟を図るとともに、車両からの出火防止の徹底を図るよう指導する。

9 その他の実施項目

(1) 関係各機関への協力依頼

管内官公署及び報道機関に対して、本運動の推進を図るため、実施要綱を配布し協力を依頼する。

(2) 広報活動の実施

ア 広報可茂消防の配布、防火ポスターの掲示及び懸垂幕等の掲出をする。

イ 管内市町村防災行政無線、コミュニティーラジオ放送及び広報車等で、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、別紙1「住宅防火いのちを守る10のポイント」等を地域住民に呼びかけ出火防止に努める。

ウ 管内の事業所等に防火ポスターを配布し、火災予防を呼びかける。

(3) サイレンの吹鳴

期間中午前9時と午後9時に、管内市町村防災行政無線を利用しサイレン吹鳴による注意喚起を行う。

ただし、サイレンの吹鳴については各市町村の実情による。

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

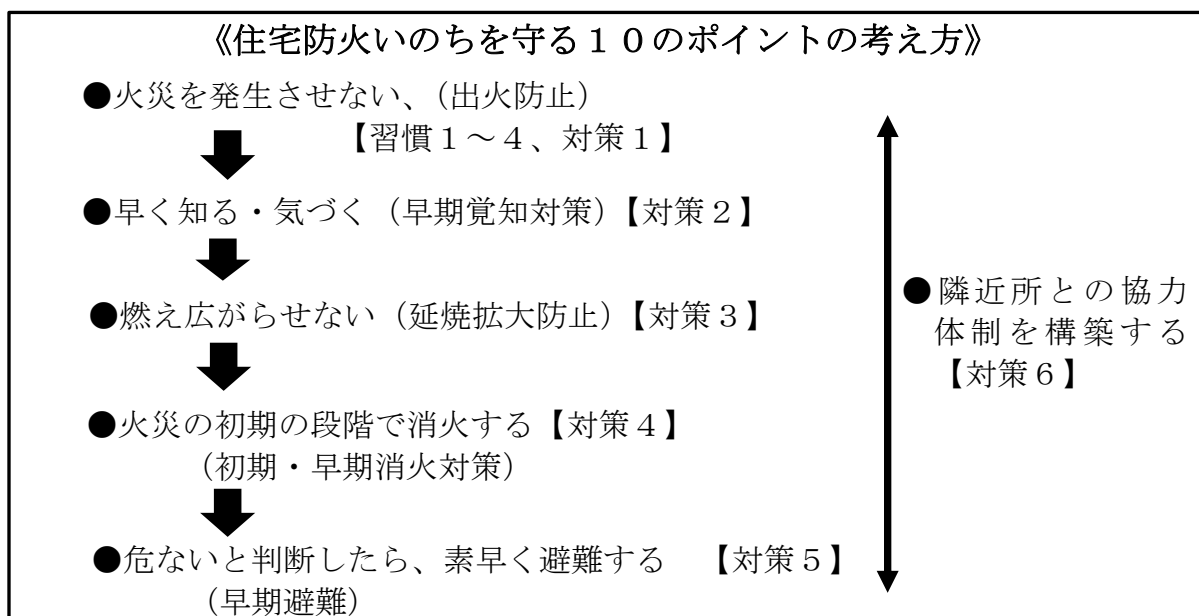
4つの習慣・6つの対策

4つの習慣

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない。
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- 3 こんろを使うときは火のそばを離れない。
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- 1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は**安全装置**の付いた機器を使用する。
- 2 火災の早期発見のために、**住宅用火災警報器**を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、**防炎品**を使用する。
- 4 火災を小さいうちに消すために、**消火器等**を設置し、使い方を確認しておく。
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は、**避難経路と避難方法**を常に確保し、備えておく。
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、**地域ぐるみの防火対策**を行う。



(参 考)

消防団に実施を依頼する事項

1 広報活動等

- ◎ 広報活動による啓発、防火ポスター及び立て看板等の掲示と消防車両等による巡回広報宣伝を行い、地域住民の防火思想の普及に努める。

2 火の元点検等の実施

- ◎ 一般家庭を対象に火の元点検等を行い、防火意識の高揚を図る。
 - ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進並びに不適正訪問販売に係る被害防止の徹底
 - イ 家のまわりの燃えやすいものの除去と、枯草の刈り取り指導
 - ウ 石油ストーブ、ボイラー等に使用する灯油の保管場所が安全（火気に近い、漏洩防止措置）であるかの確認と指導
 - エ たき火による火災を防止するため、消火の準備のほか乾燥時や強風時の注意喚起及び後始末等の指導

3 空き家及び農小屋等の管理指導

- ◎ 空き家及び農小屋等への侵入防止を図るため、所有者や管理者に施錠などの指導や、周囲の枯草の刈り取り及び燃えやすいものの除去等を指導し、火災予防に努める。

4 消防訓練の実施

- ◎ 各自治会や婦人会等で実施される消火器取扱い訓練等に積極的に参加し、防火防災意識の高揚と消防技術の向上に努める。

5 消防機械器具及び消防水利の点検

- ◎ 消防ポンプ、積載器具及び防火水槽、消火栓、自然水利等の点検整備を行い、災害に即応できる体制づくりに努める。

6 消火器の事故防止対策

- ◎ 老朽化した消火器の破裂による人身事故が発生していることから、その再発を防止するため、消火器が風雨にさらされる場所や湿潤な場所等に設置されていないかを確認し、腐食が進んでいるものは絶対に使用しないことを注意するとともに、不用になった消火器については、放射、解体等の廃棄処理を自ら行うことなく、平成22年1月1日から運用が始まった、廃消火器リサイクルシステムに基づき廃棄処理をすることを周知させる。

（廃消火器の処分又はリサイクルシステムについては、販売業者又は所轄の消防署・分署・出張所にお問い合わせください。）